

**JETRO**

日本貿易振興機構(ジェトロ)

# フランスにおける事業再生手続き

2021年7月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

パリ事務所

#### 【免責条項】

本レポートは、日本貿易振興機構(ジェトロ)パリ事務所が現地法律事務所 DS AVOCATS に委託し、2021年7月に入手したものです。その後の法律改正などにより内容が変更される場合があります。本稿で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できる限り正確な情報の提供を心がけておりますが、本稿で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよびDS AVOCATSは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

〈目次〉

はじめに.....	1
<b>I . 予防段階の措置：和解的整理手続.....</b>	<b>2</b>
<b>II . 裁判上の事業債務整理手続 .....</b>	<b>6</b>

## はじめに

フランスにおける事業債務整理法は、事業活動が困難な状況にある企業に関する条項を網羅しており、主に以下の2段階に分けることができる。

- 和解的整理手続：破産状態になる前に困難を予見し、最終的に個々の債権者との契約による和解に至るよう立法者が推進しようとする解決策。

- 裁判上の整理手続：裁判所の監督のものに進められる、事業再生計画の採択または経済的実体としての企業の清算につながる司法手続。個々の債権者の意向に関わらず全債権者を拘束する手続。

フランスの事業債務整理法は、主に以下の法令により制定、頻繁に改定されている：

- 企業の経営難予防および和解に関する 1984 年 3 月 1 日法律番号 84-148
- 企業の更生および清算に関する 1985 年 1 月 25 日法律番号 85-98
- 事業救済に関する 2005 年 7 月 26 日法律番号 2005-845
- 経営難の企業に関する法改正に関する 2008 年 12 月 18 日オールドナンス番号 2008-1345
- 経営難の企業救済および裁判上の手続に関する 2014 年 3 月 12 日オールドナンス番号 2014-326
- 2014 年年 3 月 12 日オールドナンス番号 2014-326 を補足する 2014 年 9 月 26 日オールドナンス番号 2014-1088
- 経済成長・活動、および経済的機会均等のための 2015 年 8 月 6 日法律番号 2015-990
- 企業の成長と変革に関する 2019 年 5 月 22 日法律番号 2019-486
- 行政手続の加速化と簡素化に関する 2020 年 12 月 7 日法律番号 2020-1525

その他、新型コロナウイルスの蔓延に伴い数多くのオールドナンスが公布されており、特に困難な状況にある企業に対しては、一時的に関係法令の適用を除外することができるようになっている：

- 経営難にある企業および農業従事者に対する衛生危機状況下における特別措置および刑事訴訟法の一部の改正に関する 2020 年 3 月 27 日オールドナンス番号 2020-341
- 経営難の企業および農業従事者に対する新型コロナウイルス禍での特別措置に関する 2020 年 5 月 20 日オールドナンス番号 2020-596
- 経営難の企業に対する新型コロナウイルス影響下における特別措置に関する 2020 年 11 月 25 日オールドナンス番号 2020-1443

企業の直面している困難の性質（経済的、商業的、構造的）に応じて、契約による和解または司法的な解決に到るよう最も適した手段を採用することが重要となる。本稿は、企業の困難の性質に応じた最適な解決方法の概要を示しているが、あくまで一般的な内容であり、最終的には各社の状況の詳細な分析を行った上で判断する必要がある。

# **I . 予防段階の措置：和解的整理手続**

## **1. 公債権者代表委員会（Commission des chefs de services financiers =CCSF）の利用**

公債権者代表委員会とは、税務および社会保障費徴収機関など公的機関の部門長で構成された委員会であり、税務・社会保障費の返済期限を調整する機関。利用するにあたり、従業員の社会保障費の申告・支払いが適切になされていることが条件となる。

### **同委員会の役割**

- 社会保障費や税的債務の最大 24 ヶ月間の分割返済を交渉することができる
- 公的機関の債権回収行為を一時的に停止する措置を取ることができる
- 一定期間適切に行動した場合、公的機関からの課徴金または遅延損害金の免除措置を取ることができる

特別管財人（Mandat ad hoc）、調停（Conciliation）、救済手続（Sauvegarde）、や更生手続（Redressement judiciaire）の手続の下で、CCSF に付託されることがある。

## **2. 信用調停（Médiation du crédit）の利用**

フランス銀行による公的な制度であり、守秘義務と銀行機密保持規則を遵守した上で、105 人の調停員によりフランス全土で実施されている。

### **利用できるケース**

銀行との間で困難が生じた以下のような場合：

- ✓ 当座貸越の拒否
- ✓ 与信の拒否（現金、設備、リースなど）
- ✓ 与信申請への無回答
- ✓ 債務の返済期限延期の拒否
- ✓ 保証・担保の拒否
- ✓ 信用保険企業による保証の減額

### **信用調停人の役割**

- 当事者同士を引き合わせて、企業が事業を継続できるようにする
- 経済的なアプローチをし、当該案件が銀行によって適切に処理されているかどうかを確認する

## **3. 企業の調停・あっせん（Médiation d'entreprises）**

公私を問わず、すべての経済関係者を対象とした公的な措置。調停人は、民間企業間、または公的機関と民間企業間の取引関係を友好的なものとするため大統領令によって任命される。

## 調停人 (Médiateur) の役割

- 顧客のサプライヤーへの信頼関係の修復
- 企業の戦略的独立性および成長の確保
- 各業界団体のリーダーの責任の強化

## 利用できるケース

契約条項の適用、契約の履行（私的・公的）、開発に関する問題（CIR、知的財産権等）についての紛争解決。単一企業のサービス提供者、顧客またはサプライヤーとの関係という個別案件のみでなく、複数の企業を対象とした集団案件、あるいは業界単位であっせんが行われることもある。

- あっせんの目的

調停者による無料かつ非公開で、企業の経営者が、取引相手企業または行政機関との問題の任意的解決策を見い出すための支援。

## **4. 特別代理人 (Mandataire ad hoc)**

特別代理人については、フランス商法典第 L.611-3 条に規定されており、経済的・財務的・社会的な問題を抱える企業の経営者の申立てに基づき裁判所長が選任、問題の和解的解決を図るために任命される。

特別代理人の具体的な使命、交渉相手を決めるのは企業経営者の裁量に委ねられており、非公開手続（フランス商法 L.611-15 条）であり、期限の制約がないという特殊性を有する。

この手続の対象となるためには、企業経営者は、裁判所長に①企業が支払い停止の状態に陥っていないこと、②企業が救済手続、更生手続、清算手続とは無関係であることを証明する必要がある。

特別代理人の任命は、管轄の裁判所（企業の事業内容や企業形態に応じて、商業裁判所または司法裁判所）の所長宛てに申請書を提出することによって行われる。

### 申請書の内容

企業の経営者は、経済的、財務的、社会的な状況、遭遇した問題の性質、およびその解決策を明らかにした上で、必要に応じて、特別代理人を裁判所長に推薦することができる（裁判所長は別の者を選任することも可能）。

### 報酬および役割

特別代理人の報酬については、申請した企業との間で事前に合意した報酬契約に基づく。

特別代理人が裁判所長により任命されたことにより直接的な法的影響はない。すなわち、債権者の個別の返済要求は、24 カ月の期限内に支払期日の延滞や遅延損害金の請求が可能な場合（民法第 1343 条-5）を除き、可能となる。

企業と主要な債権者との間の和解は、通常の契約と同じ法的効果しかない。契約の履行を強制するには、調停手続に切り替え、裁判所の認可（Homologation）を得ることにより可能となる。

## 5. 調停手続

調停手続については、フランス商法典第 L611-4 条から L611-15 条に定められており、特別管理人と同様、企業経営者の主導で開始される非公開手続である一方、より制度化されたものとなる。特別管理人の選任は、調停手続前に必ずしも必要ではない。

条件：支払停止状態にない、または支払停止から 45 日以内であること（フランス商法典第 L.611-4 条）

期間：原則 4 カ月で、1 カ月まで延長可能（最大 5 カ月）。また、一度調停手続が開始された場合は、2 度目の調停手続まで最低 3 カ月間の期間をあける必要がある（フランス商法典第 L.611-6 条第 2 項）。

### 経営難の企業に対する新型コロナウイルス禍での特別処置に関する 2020 年 11 月 25 日

#### オルドナンス番号 2020-1443（第 1 条から 4 条）

衛生危機の到来に伴った企業の経営難に対処するため、2021 年 12 月 31 日まで、調停の期間は、最長 5 カ月間から、調停人の要請に応じて、裁判所長の決定により、最長 10 カ月間まで延長することができる。

調停の目的は、債務者と主要な債権者、場合によって契約関係者間で、企業の経営難に終止符を打つため和解を促進することである。

調停手続を開始するには、企業経営者が、以下の事項を記載し、管轄裁判所（企業の活動および企業形態に応じて、商業裁判所または裁判所）の所長に手続の申し立てを行う。

- 企業の財務的、経済的、社会的状況
- 直面している問題の性質
- 解決するための手段

企業経営者は、裁判所長に調停人候補を推薦することができる（一般的に調停開始の申し立て前に候補者と報酬などの条件を合意）。調停人が条件に正式に合意した後、裁判所長によって選任される（フランス商法 L.611-14 条）。

基本的に、債権者に対して手続停止処分とはならないため、個々の債権者の追求は可能であるが、調停手続を開始した裁判所によりフランス民法典第 1343 条-5 の適用によって、猶予期間が認められる可能性がある。

主要な債権者や取引先との交渉が順調に進み合意に至った場合には、調停案は裁判所長により確認（Constat）または認可（Homologation）されることになる。確認・認可された場合、官報には広告されず、債権者と債務者の間でのみ執行力が発生する。

フランス商法典第 L.611-10-1 条に規定されているとおり、調停案は、確認されるか認可されるかにかかわらず、以下の法的な結果を伴う。

- 調停案の当事者である債権者側の手続の停止および執行手続の停止

- 調停手続に入った企業とともに連帯責任を負う者、また企業に個人保証および/または物上保証を提供した者は、調停案が成立した場合、その効果を援用することが可能。

調停案が認可された場合、調停案は官報に広告され、以下の重要な法的な結果を伴う。

- 当該企業がその後更生手続や清算手続に移行することになった場合、調停案の当事者である債権者は、フランス商法第 L631-8 条に規定されている支払い停止から更生手続または清算手続の決定までの疑わしい期間 (*période de suspecte*) に締結された契約または弁済の無効の原則から保護される。

- 当該企業がその後更生手続や清算手続に移行することになった場合、株主を含め、企業の事業を継続するために供与した「ニュー・マネー」が共益債権とされる。

- 債務者の小切手発行の振り出し禁止の解除が可能となる（フランス商法第 L.611-10-2 条第 2 項）  
和解に至らない場合、企業経営者は、救済手続の開始（支払い停止状態でなければ）、裁判上の更生手続、または、企業の状況が完全に悪化している場合には、清算手続の申立てを行うことができる。

企業資産の一部または全部の譲渡は、完全非公開の調停手続の下で準備され、裁判上の更生手続の下で実施されることがある。

過半数の債権者が賛成意見にもかかわらず、少数の債権者のために調停合意に達することができない場合、迅速に救済手続を開始して債権者に強制的に合意させることができる。救済計画を採択するには、調停手続の段階から早めに準備することが成功の鍵となる。



## II. 裁判上の事業債務整理手続

### 1. 救済手続 (Procédure de sauvegarde)

救済手続とは、裁判上の手続であると同時に、更生手続/清算手続とは異なり、企業が支払停止の状態になる前に経営者が問題を解決することを促すことを目的とした制度である。

#### (1) 救済手続の開始

救済手続の開始の申し出は、債権者を含む第三者は行うことができず、企業代表者のみが申し出を行うことができる。開始の条件として、支払停止の状態にないこと、また克服する手段がない困難の存在を前提としている（フランス商法典第 L.620-1 条）。

救済手続は調停手続と異なり、民事および商事広告官報（Bulletin officiel des annonces civiles et commerciales、以下 BODACC）に広告され、企業の登記簿謄本（K-bis）にも記載される。

救済手続が開始される場合、以下の者が選任される：

- 受命裁判官（Juge commissaire）
- 法定管理人（Administrateur judiciaire）：基本的に企業財産の管理処分権と業務遂行を役割とするが、各事例での具体的な役割の内容および干渉の度合いは企業の状況により裁判所が決定。企業の成長と変革に関連する 2019 年 5 月 22 日の法律番号 2019-486 により、経営者が希望する監督員を提案することができる。
- 法定受任者（Mandataire Judiciaire）：債権者の利益を守ることを役割とする。

#### (2) 観察期間

経営難にある企業および農業従事者に対する衛生機器状況下における特別措置 2020 年 3 月 27 日

#### オルドナンス第 2020-341 号（第 2 条 II）

2020 年 3 月 29 日から 2020 年 6 月 23 日までの間に観察期間にあった企業は、その期間の 3 カ月間の自動延長の恩恵を受けるものとする。

救済手続は、6 カ月間の観察期間を定め、更新一回、また検察官の要請により例外的に 2 回の更新が可能となる。

観察期間の主な目的は、負債として計上された債務を返済するため、事業の継続計画を作成することであり、経営者の管理下で企業は事業を継続する。

観察期間中の措置：

- 財務、会計、業務、社会的、商業的、法的なすべての重要な分野で企業の状態を詳細に評価する。法定管理人、・法定受任者は、裁判所、受命裁判官および検察官へ情報を提供するために、報告書を提出しなければならない。
- 企業が存続する上で重要なすべての分野において、再生措置を検討し、必要な場合には実施する。可能であれば、最終的に会計記録の改善につながる施策を実施し、債権者への返済に十分なキャッシュフローを生み出すことができる措置を実施することを目的とする。（再生計画で定められた返済期限による）

- 法定受任者と経営者の協力体制により、返済すべき債務額を正確に算定することで、受命裁判官が債権の状態を確定することができる。

- 負債を凍結することで、企業の財務状況（キャッシュフロー）を再構築することが可能となる。

（II. 裁判上の事業債務整理手続、2 裁判上の更生手続（Redressement judiciaire）、（2）救済手続と比較した上での更生手続の特徴参照

### （3） 救済手続の効果

救済手続が開始されると、以下のような効果がある。

- 救済手続の判決前に発生した債権について、すでに返済の申立手続が現在進行中である場合（フランス商法典 L.622-21 条）、債務者である企業に返済を要求、または金銭の不払いを理由に契約を解除される傾向にある。

- 救済手続の判決前に発生した債務は凍結される。フランス商法第 L622-24 条に従い、当該企業に対する返済請求はすべて、BODACC（商事広告官報）の判決発表から 2 カ月以内に管財人に申し立てなければならず（債権者がフランス国外に居住している場合、この期間は 2 カ月間延長）、申立がなされなかった場合は、権利を喪失する。

- 1 年未満の契約の法定金利または契約上の金利は停止される（フランス商法第 L.622-28 条）。

また、救済手続に入ると、新たな債務を発生させないよう、企業はサプライヤーにすぐに支払いをしなければならない。

一般的に企業の銀行口座は閉鎖されることが多く、手続を円滑に進めるために、すべての取引が通過する新しい銀行口座が開設される。

必要に応じて、企業の人員を削減するために、整理解雇が実施されることがある。従業員 50 人以上の企業で 10 人以上の解雇を計画している場合、解雇は「Plan de Sauvegarde de l'Emploi」という集団解雇計画の枠組みの中で実施されなければならない。

### （4） 事業継続計画の採用と効果

救済手続は、それが適格に行われた場合、企業が正常な状態になるよう事業継続計画を採用する。

事業継続計画は、管財人が債権者との間で債権の返済条件などについて協議、採択される。フランスの法律では、計画の全期間（最長 10 年間、農業従事者については 15 年間）にわたり債権者に債権額の 100%が支払われる可能性を規定することが義務付けられており、計画が承認されてから 1 年後に最初の返済がなされることが規定されている（フランス商法典第 L.626-18 条）。2 年目以降は、当該計画に規定されている年賦の金額は、対象となる負債の 5%を下回らないものとする。

企業は、残高の放棄ではなく、より短期間での一部弁済を提案することも可能。公的債権者は、税務および社会保障費徴収機関など公的機関の部門長で構成された委員会（CCSF）へ照会の上、「他の債権者の努力と並行して (...)、同じ状況にある民間の経済事業者が通常の市場条件の下で付与するのと同様の条件で」債務免除を付与することもできる（フランス商法典第 L.626-6 条）。

新型コロナウイルスにおける特別措置 - 2020年5月20日オールドナンス第2020-596号(第5条)は、行政の加速化と簡素化に関する2020年12月7日法律第2020-1525号の第124条により、**2021年12月31日まで延長。**

この特別措置により、すでに継続計画を執行している企業が、法律で課せられた最長10年間を超えることが認められた。計画執行委員および／または検察官の要求により、計画の期間を2年以上延長することができる。

事業継続計画が裁判所により認可決定されることにより、以下の効果を得られる。

- 認可決定の確定により第三者にも効力を有します
- 計画に定められた条件に従い企業が支払うべき総額とともに、各債権者に返済されるべき金額が計画通り分配されるよう計画の執行委員が任命され、計画の枠組みの中でなされた企業の約定が的確に実行されるよう管理する。
- 企業は、計画の中でなされた約定の範囲内（特に特定の資産の不可侵性に関する法的規定の範囲内）で、自ら選択した行為を実行することができる。
- 救済手続の開始の判決前に発行された小切手の拒否により課された銀行取引禁止が解禁される。
- 共同債務者や企業の保証・担保をした自然人は、事業継続計画の規定の恩恵を受けることができる。

## **2. 裁判上の更生手続 (Redressement judiciaire)**

更生手続は、救済手続と共通点が多いものの、支払停止状態にある企業のみが対象となる点が大きく異なる。

### **(1) 裁判上の更生手続の開始**

更生手続の開始の申立ては以下の場合に認められる。

- 遅くとも支払い停止後 45 日以内に、企業が更生手続または調停手続の開始の申立てをした場合（フランス商法典第 L.631-4 条第 1 項）
- 検察官の請求に基づく場合（フランス商法典第 L.631-5 条第 1 項）
- 債権者からの召喚に基づく場合（フランス商法典第 L.631-5 第 2 条）
- 救済手続からの転換（商法典第 L.621-12 条）：救済手続が開始された時点で、債務者が既に支払停止状態にあったことが判明した場合
- すでに更生手続中の別企業や架空法人との資産の混同があるとみられることから手続を延長する場合（フランス商法典第 L.621-2 条および第 631-7 条）

### 「進行中の契約」（救済手続、更生手続および清算手続で有効）

救済手続、更生手続または清算手続に置かれている企業の商取引相手（サプライヤー、顧客など）が契約関係を終了させようとした場合、企業の事業継続がさらに困難になる可能性がある。

このため、このような手続の開始または開始判決前の未払い債務の存在だけでは契約は終了されないことを規定する保護規定がある。（フランス商法典第 L.622-13 条第 1 項、第 L.631-14 条第 1 項および第 L.641-11-1 条第 1 項）

特別な手続により、契約当事者は、契約を継続するか否かを判断するために、管財人、特別管理人や清算人に確認することができる。

契約を継続する場合、当該契約により生じた債権は、契約上の期限が到来したときに返済されなければならない。これを怠ると、契約解除の原因が開廷判決後に十分にあるため、契約当事者は契約の解除を行うことができる。

## (2) 救済手続と比較した上での更生手続の特徴

更生手続は、救済手続と類似点が多い制度である。II 裁判上の事業債務整理手続の 1.救済手続 (Procédure de sauvegarde) に記載されている (2)観察期間、(3)救済手続の効果、(4)事業継続計画の採用と効果、に記載されている内容は、以下の点を除き更生手続にも適用される。

- 判決により、支払停止日が設定される（フランス商法第 L.631-8 条）が、支払い停止日は訴訟開始の 18 カ月前までさかのぼって設定することができる。
- 法定管理人は、救済手続と同じ役割だが、より広範な使命を持つこととなり、企業の管理（サポートや経営）においてより多くの権限を持つことができる。
- 法定管理人は、緊急性があり、やむを得ずかつ本質的に不可欠である場合、受命裁判官により、観察期間中に、迅速な手続に従って、経済的理由による解雇を進める権限を与えられる（フランス商典第 L.631-17 条）。
- 従業員との間で紛争が生じた場合、従業員の給与の支払い保証機関（AGS=Association pour la gestion du régime de Garantie des créances des Salariés）により、フランス労働裁判所（Conseil de Prud'hommes）に自動的に提訴される（L.631-18 第 3 項）。
- 観察期間中、必要に応じて、支払停止後に行われた特定の行為の無効化を要求し、企業の資産を再構築することができるようになる。
- 自然人、保証人、連帯保証人は、利息の停止（フランス商法第 L.631-14 条）や、事業継続・再生計画の規定（フランス商法第 L.631-20 条）の恩恵を受けることはできない。
- 再生計画の提示が不可能な場合や、提案された再生計画が実行可能でない場合には、組織再編の解決策として企業の譲渡が検討されることがある。（フランス商法典第 L.631-21-1 条及び第 L.631-22 条）

### 3. 裁判上の清算手続 (Liquidation judiciaire)

清算手続とは、企業の資産の清算に至るまでの一連の手続のことである。

清算手続は、上述の更生手続と同じ条件で開始される。(II 裁判上の事業債務整理手続、2. 裁判上の更生手続 (Redressement judiciaire) (1)裁判上の更生手続の開始、参照)

開始の判決では、負債の確認および資産の処分までを担う清算人が裁判所長から選任される。

判決はBODACC (商事広告官報) に広告され、その日より債権者が司法清算人に債権を申告しなければならない期限の起算日が始まる。(II 裁判上の事業債務整理手続 1 救済手続、(3)救済手続の効果、参照)

判決は、原則として事業に終止符を打ち、清算人に15日以内に全従業員の解雇を命じるものとなる。

ただし、企業のキャッシュフロー・財務状況により、裁判所は最長3カ月間の活動の一時的な維持を認めることができる(商法L.641-10条)。

債権者の利益のために必要な場合、公共の利益がかかっている場合、事業譲渡の見込みがある場合、かつ企業が一定の閾値(従業員数と売上)を超えた場合、特別管理人を選任して企業を管理することになる。

裁判所による事業継続清算とは、一定の仕様に則った公開買付応募の募集を行った上で、処分計画の一環として事業を譲渡することである。

裁判所は、フランス商法典第L.642-1条に定められた法的基準を最も満たしたオファーを提出した候補者への譲渡計画を決定する。

- 自律的に運用できる事業活動を維持すること
- 継続される事業に付随する全部または一部の従業員を維持すること
- 債務整理

企業を事業体(営業権)として譲渡できない場合、清算人は、債権に付されている特権や担保・保証に応じて法律で定められた順位に従い、各債権者に分配するため資産の譲渡と顧客口座の回収を個別に行う。

#### 所有物の返還/所有権の主張

(救済手続、更生手続、清算手続のすべての手続に適用される)

フランスの立法者は、救済手続、更生手続または清算手続中の企業の資産の中に現物で存在する資産の所有者がそれらの所有物の返還または所有権を主張することができるよう、特別な手続を規定している。

返還と請求の違いは、前者の場合は所有権を証明する必要がなく(特に公表されている契約書)、後者の場合は所有権を証明しなければ返還請求ができないという点である。

いずれにしても、不動産の所有者は、BODACC(商事広告官報)に判決が掲載されてから 3 カ月以内に、受領書付書留を法定管理人に送付し、そのコピーを法定受任者に送付しなければならない（法定管理人がない場合には企業に送付）。この前提条件は、請求にのみ適用される。返還要求の訴訟はいつでも提起することができる。

1 カ月以内に回答がない場合や、否定的な回答（所有権の争いや返還拒否）の場合、所有者は受命裁判官の審判に付託しなければならない。その後、所有者が返還を要求し、所有権を認めてもらうために聴聞会が開催される。

監督官は所有物の返還阻止のため代償を支払うことができる。

上記のような手続を取らない場合、未回収財産の所有権は手続に対して強制力を持たず、譲渡することができる。

本レポートに関するお問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

パリ事務所

Email: [info-prs@jetro.go.jp](mailto:info-prs@jetro.go.jp)